

## 指定(介護予防)短期入所療養介護の運営規定

第1条 医療法人秀栄会が開設する岸医院が実施する指定短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者は（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所療養介護を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第3条 指定短期入所療養介護の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立った指定短期入所療養介護を提供する。

2 指定短期入所療養介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人 秀栄会 岸医院
- (2) 所在地 長野県上田市上丸子 328-1

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 1名

医師は、指定短期入所療養介護に携わる従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。

- ② 看護職員

看護師 10名以上

介護福祉士 1名

看護要員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- ③ 介護支援専門員もしくは経験を有する看護師 1名

利用者及びその家族の希望、医師の治療の方針等に基づき施設サービス計画の作成を行う。

- ④ 理学療法士 2名

- ⑤ 管理栄養士 1名

### (指定(介護予防)短期入所療養介護の利用定員、内容)

第6条 指定短期入所療養介護の内容は次の通りとする。

診療所短期入所療養介護（19床・一般病床空床利用型）

- 2 心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を提供する。

#### **（利用料その他の費用の額）**

第8条 指定短期入所療養介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

#### **（施設利用に当たっての留意事項）**

第9条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、指定を受けた病床を超えて入院させない。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
- 4 利用者に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。また、利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行うとともに、相当期間以上継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 6 サービスの提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
  - ・施設医師の医学的判断により専門的な医学対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - ・利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業所等に速やかに行うとともに、必要雄な措置を講じます。

#### **（虐待防止のための措置）**

第10条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

### **（非常災害対策）**

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て火元責任者には事業所看護要員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保守するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

### **（その他運営に関する留意事項）**

第12条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人秀栄会岸医院が定めるものとする。

### **（通常の送迎の実施地域）**

第13条 上田市、長和町、東御市、立科町

(付則) この規定は、令和6年4月1日から施行する。